

第20回建築関係訴訟委員会・第26回建築関係訴訟委員会分科会議事要旨

1 日 時 令和5年3月16日 午後3時00分

2 場 所 最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

【委員】

吉野博（委員長）、緑川光正（委員長代理）、井上勝夫、奥山信一、河合敏男、辻本誠、西邦弘、左知子、福和伸夫、本多俊雄、眞方山美穂

【オブザーバー】

田中一彦（東京地裁判事）、中川博文（大阪地裁判事）

安裕和（日本建築学会事務局）、片寄尚（同左）

【事務局】

門田友昌（民事局長）、精松晴子（民事局第一課長）、不破大輔（民事局参事官）

4 議事

(1) 開会の宣言

(2) 建築関係訴訟委員会規則の改正について（報告）

事務局から、建築関係訴訟委員会規則の改正（令和4年2月21日公布、同日施行）について報告された。

(3) 鑑定人候補者推薦依頼について

ア 鑑定人候補者推薦依頼事案等について

事務局から、前回の委員会（令和3年3月18日）以降に依頼があった鑑定人候補者推薦依頼事案の経過が報告された。また、鑑定人候補者の推薦依頼がされたもので前回の委員会以降に終局報告があった事件について、裁判体及び鑑定人に対するアンケート結果が報告された。

イ 鑑定人候補者の適切な選定の在り方の検討について

前回の委員会において、鑑定人の専門分野と事案とのミスマッチを解消するための方策について検討することが求められたところ、事務局から、事案に適合した適切な鑑定人候補者を確保するため、日本建築学会における鑑定人候補者選定の過程で推薦依頼の内容に疑問が生じた場合や、複数人による鑑定が必要と考えられる場合などには、必要に応じて、推薦を依頼した裁判所に対し、事務局を經由して確認を行うこととされたことが報告された。

ウ 鑑定結果等の還元の方法について

事務局から、第4回建築関係訴訟委員会において了承された鑑定結果等の還元スキーム（委員会事務局は、委員会を通じて鑑定人の推薦を受けた裁判所から事件の終局結果の報告等を受けたときは、日本建築学会に対し、終局結果を通知するとともに、特段の支障がない限り、鑑定書写しと、判決により終局した場合は判決書写しを送付するという方法）を終了するとともに、裁判体へのアンケートについて、終局結果や請求内容を明らかにするとともに、鑑定結果がどのように役立ったかについての回答を求めるなど、項目を一層充実させる改訂をすることにより、日本建築学会に対するより効果的な結果還元を行うことについて意見を求め、了承された。

【主な発言】

- ・紛争を予防する観点からは、裁判の結果だけでなく、調停の経過を還元することも有益である。
- ・裁判体及び鑑定人の視点のみならず、当事者の視点を還元することも考えられる。

(4) 司法支援建築会議の取組について

緑川委員長代理及び井上委員から、司法支援建築会議の全体会議及び各部会（支援部会、調査研究部会及び普及・交流部会）並びに各支部におけ

る近年の活動状況について報告がされた。

(5) 近時の建築関係訴訟事件の動向等について

ア 近時の事件動向について

事務局から、令和4年までの建築関係訴訟事件の動向等について説明がされた。

イ 東京地裁から報告

東京地裁から、近時の事件動向として、マンション等の外壁タイルの剥離、浮き等が問題となる新件が係属しているほか、リフォーム工事を巡る事件、いわゆる第三者被害型（隣地での建築工事により自己所有の建物が被害を被ったというような類型）の損害賠償請求事件、請負人相互間の事件が目立つこと等が報告された。

また、審理運営上の工夫として、新たに係属した事件について、当事者との間で、審理モデルや各種一覧表を用いた審理などの取組を簡潔にまとめた文書をウェブ会議ツールを用いて共有することによって、一般的な審理の進め方の速やかな情報共有を図っていること等が報告された。

ウ 大阪地裁から報告

大阪地裁から、近時の事件動向として、住宅の新築工事を巡る紛争が増加し、工事が途中で終了した事案が相当数係属していること、小規模な工事の事案が増えている印象があること等が報告された。

また、近時の実情として、民事訴訟のデジタル化に伴い、日時の調整を柔軟に行うことができるウェブ会議による協議が広く行われており、期日間における準備と期日における協議の双方の充実に向けて工夫していること等が報告された。

(6) 鑑定料の検討に当たり考慮することが考えられる要素について

前回の委員会において、裁判所から鑑定料について希望する金額を問われた鑑定人が困らないような方策を検討すべきではないかとの指摘があっ

たことを受けて、緑川委員長代理から、日本建築学会が鑑定人経験者に対して行ったアンケート等を基に、鑑定料の検討に当たり考慮することが考えられる項目等について報告があり、これも踏まえ、鑑定料の検討に当たり考慮することが考えられる要素について意見交換が行われた。

意見交換においては、上記の考慮要素について、「1 調査・鑑定の難易等」につき、「調査に要する期間及び作業量」、「鑑定書作成に要する期間」及び「鑑定人の関与の態様」、「2 経費」につき、「外注費」及び「現地調査に要する交通費」、「3 鑑定人の人件費相当額」並びに「4 その他の留意事項」の各観点から検討することが考えられるとの議論がされ、この意見交換の結果について別紙のとおり取りまとめることが了承された。

なお、別紙については、今回の委員会の議事要旨に添付して下級裁判所に周知し、個別事件において鑑定料を検討する際の参考に供することについて了承された。

(7) 民事訴訟のデジタル化について

事務局から、民事訴訟のデジタル化をめぐる最近の状況について報告された。

(8) 今後の予定等について

本委員会については、引き続き2年に1回開催することとし、次回は令和6年度に開催することが確認された。

以 上